

監 第 1022 号  
令和 2 年 4 月 16 日

(略) 様

神奈川県監査委員	村 上 英 嗣
同	太 田 眞 晴
同	吉 川 知 恵 子
同	桐 生 秀 昭
同	松 崎 淳

#### 神奈川県職員措置請求について (通知)

令和 2 年 3 月 2 日付けで受け付けた神奈川県職員措置請求 (以下「本件措置請求」という。) は、次の理由により却下する。

(理由)

本件措置請求について、請求人は、「前回の監査請求については、監査委員は、相当の確実さをもって予測されないとの理由により、実体的な監査をすることなく不適法として却下したので、その後、ゴルフダイジェストグループを優先交渉権者と決定して、本件については事態が成熟したのであるから、再度監査請求を行う必要と利益が認められる」として、監査委員が令和元年 9 月 26 日付けで却下した住民監査請求 (以下「前回請求」という。) の再度の住民監査請求である旨を主張する。

一方で、請求人は、前回請求の結果に対して令和元年 10 月 18 日付けで住民訴訟を提起しており、その内容は本件措置請求の内容と同旨で、当該訴訟は本件措置請求を受け付けた令和 2 年 3 月 2 日時点において係属中であることが認められる。

再度の住民監査請求について、平成 10 年 12 月 18 日付け最高裁判所第三小法廷判決では「監査委員が適法な住民監査請求を不適法であるとして却下した場合、当該請求をした住民は、適法な住民監査請求を経たものとして直ちに住民訴訟を提起することができるのみならず、当該請求の対象とされた財務会計上の行為又は怠る事実と同一の財務会計上の行為又は怠る事実を対象として再度の住民監査請求をすることも許されるものと解すべきである」とし、住民訴訟と再度の住民監査請求を同時期にできるか否かは、この判決内容からは明確に読み取ることができないが、同判決では、却下を不服とする住民訴訟の提起について「監査委員

が適法な住民監査請求を不適法であると認めてその旨を書面により請求人に通知した場合には、当該請求に対する監査委員の監査は行われていないものの、当該請求に対する監査委員の判断結果が確定的に示されている点において、監査委員が請求に理由がないと認めてその旨を書面により請求人に通知した場合と異なるところがない」としている。

また、昭和62年2月20日付け最高裁判所第二小法廷判決では、「請求人たる住民は、右監査の結果に対して不服があるときは、法二四二条の二第一項の規定に基づき同条の二第二項一号の定める期間内に訴えを提起すべきものであり、同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求を重ねて行うことは許されていないものと解する」としている。

以上のことを踏まえて、本件措置請求についてみると、請求人は、前回請求の結果に対し、住民監査請求を経たものとして直ちに住民訴訟を提起したもので、当該訴訟において適法な住民監査請求を経たものとして審理された場合は、監査の結果に不服があるときと同様、前記昭和62年最高裁判決の趣旨から住民監査請求を重ねて行うことはできないと解されることとなり、適法な住民監査請求を経ていないと判断された場合は改めて適法な住民監査請求の手続を経ることになるところ、当該訴訟は本件措置請求を受け付けた令和2年3月2日時点において係属中であり、裁判所の判断は下されていない。

仮に再度の住民監査請求として本件措置請求が認められるとすると、財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実について、監査委員と係属中の住民訴訟の裁判所が同時並行的にそれぞれ判断を下すことになり、さらに再度の住民監査請求の結果を不服として請求人が住民訴訟を提起できるとなれば、まさに一事不再理に反する結果となることは明らかなのであり、本件措置請求は適法ではないと言わざるを得ない。

したがって、本件措置請求の内容と同旨の住民訴訟が係属中であることを踏まえてこれを却下する。